

家庭用マッサージ器及び指圧代用器 Massage appliances and digital compressor for home use				家庭用電気治療器 Electric therapy apparatus for home use				家庭用永久磁石磁気治療器 Magnetic induction therapy using permanent magnet for home use			
		一 頭部に意図して使用する機器	⑧原則として、頭部並びに生殖器及びその周辺部に使用するものではないこと。			一 頭部に意図して使用する家庭用超短波治療器及び家庭用低周波治療器	電位治療器は全身に作用する。低周波は顔面への使用もあり(21400BZZ00214)適用除外としなかった。			一 頭部に意図して使用する機器	告示第119号 1.適用範囲  申請の手引き 4.25.1.全般的注意事項 (1)8.原則として、頭部並びに生殖器及びその周辺部に意図して使用するものではないこと。
						一 同時に複数の人が使用する機器				備考	組合せ家庭用医療機器は、この規格では規定しない。
2.	引用規格	次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。 <b>JIS C 9335-2-32</b> 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-32部：マッサージ器の個別要求	<b>JIS C 9335-2-32</b> を引用	2.	引用規格	次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。 <b>JIS C 9335-2-209</b> 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求	<b>9335-2-209</b> は、 <b>JIS C 9335-1</b> を元に作成されている。				
3.	定義	この規格で用いる主な用語の定義は、 <b>JIS C 9335-2-32</b> の2.(定義)によるほか、次による。		3.	定義	この規格で用いる主な用語の定義は、 <b>JIS C 9335-2-209</b> の2.(定義)によるほか、次による。	<b>9335-2-209</b> の2.(定義)には <b>JIS C9335-1</b> で規定されている定義を引用している。この規格で、新たに出てくる用語については、以下に追加規定した。	2.	定義	この規格で用いる主な用語の定義は、次による。	
a)	家庭用電気マッサージ器	家庭用にだけ専用設計された電動のマッサージ器。	JMDN	a)	内部電源	機器を作動させるために必要な電力を与えることを意図し、かつ、その機器の一部として組み込まれる電源。	JIS T0601-1の2.1.9を引用した。	a)	家庭用永久磁石磁気治療器	永久磁石の磁力によって患部を治療する、家庭用にだけ専用設計された機器。	JMDNの定義に「家庭用にだけ専用設計された」の文言を追加